指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分

及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

(平成 18 年 10 月 13 日)・・・・・・・・・・ 1
指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分
及びその区分ごとの範囲」の一部を改正する環境省告示
(平成23年3月31日)・・・・・・・・・・・31

[III]

(号 外) 独立行政法人国立印刷局

裁判所 破產関係

委

|三|| 規則第一条の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号

場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属 するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この に規定する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出 のにあっては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項 る水域 (以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るも

する業種その他の区分に属するものとする。

及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水

場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属

に係るものにあってはそれぞれ第三欄⑶のイイに掲げる値以上仰に掲げる値以下とする。 ただし、エ Ciの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄⑵の⑴に掲げる値以上回に掲げる値以下とし、Ciの値 C及びCの値に係るものにあってはそれぞれ第三欄⑴のイイに掲げる値以上仰に掲げる値以下とし、 の以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するも を排出するものに係るものにあっては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定

する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において

Ci及びCiの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、

都道府県知事が当該工場又は

この限りではない。

事業場及び当該事業場につきCc、Cc、

Cc及びCcの値を別に定めたときは、

諸 事 項

公公

告

Oりん含有量についての総量規制基準 〇窒素含有量についての総量規制基準 分ごとの範囲(同一三六) 分ごとの範囲(同一三五) に係る業種その他の区分及びその区 その区分ごとの範囲 に係る業種その他の区分及びその区 (環境一三四)

O化学的酸素要求量についての総量規

告

悫

制基準に係る業種その他の区分及び

報

5

壳

0

COD 化学的酸素要求量

うに定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの節 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のよ 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総(理)府令第二号)第一条の五第三項の規定に基づき、

ることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

Ci及びCiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められ

この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

環境大臣

若林 正俊

囲(平成十三年十二月環境省告示第七十四号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後

に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るC、

〇環境省告示第百三十四号 告 示

係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げ

以下「令」という。)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に 他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。 水質汚濁防止法施行規則 (以下「規則」という。)第一条の五第三項の環境大臣が定める業種その

					_	=		<del></del>	-		4	八	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	t.					五		三	1 =		番整 号理		別表第一
	品製造業品・農産保存食料		は は は は は は は に は 成 が は は に は 成 が は に に は に に に に に に に に に に に に に	から前項までに掲く整理番号八の項		業		のを除く。)	水産棟製品製造業	セージ製造業	九寒天製造業		ものを除く。)	畜 <b>差食</b> 斗 品製告				乳製品製造業	中肉製品製造業	非金属鉱業	一天然ガス鉱業	- 畜産農業		業種その他の区分		
	=	5			<u>四</u> 〇		ΞŌ		<u>=</u>	=	八〇	<b>2</b> 20	<u> </u>					= 0	<b>四</b> 〇	10	χ O	七〇	(1)	(1)	化学的	
	J) <del>I</del>	L			ó	五〇	五〇				110	五〇		Š O				五〇	五〇	Ξō	せり	0	(🗆)	(1)	化学的酸素要求量	-
		5			四〇	四 C			5	=	八〇	四〇	[	<u>u</u> O				= 0	四〇	<u>-</u>	ਨ O	せの	(1)	(2)	(量 (単位	
	-t	5			五〇	五 C					100	五〇		E.	•			0	五〇	ΞŌ	せの	人〇	(12)	(2)	リグラム	
		5			Ē	Ē	<u>-</u>	į	<u>-</u>	<u>-</u>	八〇	Ē	(	5				<u>-</u>	Ē	<u>-</u>	<b>六</b>	六〇	(1)	(3)	トルに	
	7	5				厄 C	三		5	<u>=</u> 0	100	四 〇	[					Ē	四〇	ΞŌ	t <sub>0</sub>	七0	(11)	(O)	っ き 	
														-10		. 🗢 11	ய⊸∿	より増加する特定排とは構造等の変更に後に特定施設の設置平成八年九月一日以						備考		
	三九	三	三七	三五	i	三	三	11111	Ξ	=0		二九	二元	二七		三五		三三	1111	111	ī	-   †	- 1	一 八	一七	— 一 六
	<b>斧凍調理食品製造</b>	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業		殺領でんぷん製造	母剤製造業 ふくらし粉・イー	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業	ď	項から前項までに (整理番号二五の パン・菓子製造業	米菓製造業	菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	業 め・異性化糖製造 ぶどう糖・水あ	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	業。可以認可米學近	うきた司朱斗児を	ミノ酸製造業しよう油・食用ア	味そ製造業	野菜漬物製造業
	110	Λ O	Ξō	110	-	Ξ O	五〇		四〇	四〇		四〇	四〇	四〇	圓〇	Ē	Ē	五〇	図〇	図〇	ΞŌ		<u>-</u>	t 0	七 0	<u>四</u>
,	五〇	七0	ਨ O	せつ	7	Ĉ	<b>☆</b>	五〇	五〇	ô		五〇	ô	五 〇	ਨ O	五〇	國〇	九 〇	人〇	<b>☆</b>	四〇	Ē	5	八 〇	<u>Л</u>	八 〇
	10	六〇	ΞŌ	110		E C	五 〇	図〇	国〇	四〇		四〇	四〇	四〇	囮〇	Ē	ΞŌ	五〇	四〇	図〇	ΞO	-	-	七0	t O	<u>N</u>
	=0	七〇	四〇	<b>BO</b>	7	ŝ	六 〇	五〇	五〇	五〇		五〇	<b>☆</b> 0	五〇	五〇	図()	四〇	<b>☆</b>	^ O	五〇		-	5	八〇	八 〇	<u></u>
	<u>-</u>	<u>四</u>	Ē	Ē			<u>N</u>	=0	Ē	Ē		=	<u>M</u> O	틍	Ē	ā	Ē	=0	110	=0	=0	Ē	5		=	= O
	1=10	六 〇	0	0	:	Δ O	<u> </u>	四〇	図〇	四〇		<b>四</b> 〇	五〇	<u>N</u>	四〇	Ē	四〇	回 〇		四 〇	圆〇	=	5	五〇	五〇	四〇

〇 〇 〇 原 は っ 行 で 環

八二		八一			八 O		七九九		七 八		七七		七 六
ラック では、 できるしか。 できるいが。 できるいが、 できるいがが、 できるいがが、 にもないが、 できるいが、 できるいが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいがが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、 できるいが、	のを除く。)のを除く。)のを除く。)のででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	製造業又は板ルプ製造業、	。)に係る に係る に保る に発力 に発力 に発力 に発力 に発力 に発力 に表力 に表力 に表力 に表力 に表力 に表力 に表力 にある。 とのした。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも。 とのも	ルパルプ製造工程シスキーの未さらした。これでは、アルンドのした。これでは、アリンを含む。アリンをは、アリンのでは、一般の	グ造製ル ラ業で業 と でさる は き き き き き き き き き き き き き き き き き き	く。)に場げるものを除に帰るもの(次項となり、とからしたことが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これ	ときない。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 というでは、 といると、 というでは、 といると、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	程に係るものがよう	ミンリパ製紙パルではパープリングではパープでで、 はパープで製造業で学りではいます。 ナルプナーが大きなで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	程に係るもの程に係るものの	き造プーで業費といる。 で業製と トス造と レは業	ものが製造工程に係る	告プ 集製 ▽浩
± 0		六 〇			八 〇		t 0	,	五〇	ļ.	六 〇		七0
- 00		せの			九 〇		八 〇		六 〇		せの		<u>Л</u>
t 0		五〇	,		八〇	· ·	せ〇		五〇		ਨ O		t <sub>0</sub>
100		六〇			九 O		Л O		六 O		せ〇		八 O
六 〇		四〇			八〇		t 0		五 〇		Λ O		<u></u>
せの		五〇			九 〇 .		八 〇		<b>☆</b> 0		七 〇		七0
とば30回の値は、八〇人のでは、第三個にあっているものがであっているものがであっているものがであっているものがであっていると使いであっているとは、11インスのでは、11インスを使いるというでは、11インスを使いるというでは、11インスを使いるというでは、11インスを使いるというできない。													
													<del></del>
八九九	八八八		八七		,	八六		八五		八四	•	스	
業機械すき和紙製造	工程に係るもの製造業で板紙製造業又は板紙製造業又は板紙がルプ製造業、洋	が項に掲げる	工程に係るもの製造業で洋紙製造業で洋紙製造業又は板紙製造業、洋	る。こに係るものに保るものに限っていた。アルナーをメカニカルンドアルナーをエカニカルファイナーフロラ	プストランドングランド アンドープをよった アンドープ できょう アンドーグ アンス・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	スール造製ル はグプ業造プ ナラ、で又美製 ーンリラは業	の製造工程に係るものは、	きだではない 製造業又は板い ルプ製造業、い	む。)に係るものと、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、、、、、、、、、、	とはなる。	(次項に掲げるもの料とするパルプ製	造製ル 業造製 で 古 実 業製造 業 は 業	む。)に係るものルプ製造工程を含
<b>☆</b> 0	<u>B</u> O		OE			五〇		100		九〇		六 O	
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u></u>					六〇		-10		= =		t O	
六〇	四 〇		<u>-</u>			<b>回</b> 〇		00		九 〇		六〇	
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u></u>		IIO			五〇		_ 0		00		±0	
六〇	四〇		10					t O		A		五〇	
<u>۸</u>	五〇		=			五〇		八〇		九〇	•	六〇	
すぞれ(2) 第三欄にあって でもの値は、1、(2) 第三欄のを 一のでは、1、(2) 第三欄のと たって とれ										,			

る

〇九一同欄程染

								_	
	五 造業 系中間物製	四 石油化学系基礎製 ものを除く。)		*************************************	料•有機顏料製造中間物•合成染中間物•合成染	品製造業で有機	·		もの。造業で合成ゴモを受ける。
	<u></u>	六〇				五〇			<u> </u>
	t O	せの		<u> </u>		ਨ O	·		五〇.
	<u></u>	<b>四</b> 〇			·	五〇			0
	t 0	五〇				Λ̈́O			五〇
	五〇	<u>n</u>				五〇			<u>n</u>
	六 0	五〇				δ O			五 〇
る八〇い、個に の値ってて製造してて製造してて製造してて製造してて製造してて製造しての、一〇〇〇、一〇〇〇、一一で、一一で、一一で、一一で、一〇〇〇、一一で、一一で、	(二) を用いた化 一二四 一二四 一二四 一二四 一二四 一二四 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二	·	ー―― 序/ 七九九に 〇 と へ	それぞれ司閥の頂は、 第三欄の値は、 造工程にあって 一有機農薬原体製	二二字をれぞれで 「一二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、 「二十〇、	造工程にあって一角機ゴム薬品製	网页页	この順序に従い、一切が、一切が、これでは、これでれて相同側には、これでれ同側の値が、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	Lロ す穴五欄値つゴ重 呈プ る〇〇のはて以合 こレ 。 五〇原、は製法 たった序そ、治に
				-			Τ_		
=	,	<u> </u>	<u></u>		九	八	一 七	六	
合成ゴム製造業			業プラスチック製造		造業 染料·有機額料製 環式中間物·合成	製造業コールタール製品	発酵工業	業タン誘導品製造	
	•	,	Ξ.		五〇	1110	1.10	=10	
五〇			<u> </u>		100	11110	01110	四〇	
四〇			=		五〇	1110	1-0	EO	
五〇			ΞO		<u>Л</u>	1110	1-10	四〇	
<u>M</u>					= O	1110	1-0	-10	
五〇			= 0		. 🗵	11110	1110	=0	
→ Control (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	二 五〇、七〇とする。	八〇、五〇、七〇、八〇、五〇、七〇、八〇、五〇、七〇、八〇、五〇、七〇、八字に従い、七〇、八字に従い、七〇、八字に従い、七〇、八字に従い、七〇、八字に従い、七〇、十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1 \	O	の値は、それぞれ同 にあっては、第三程 やの製造工程 は、それぞれ同 の製造工程				(三)

=	=	=		- 二 七	二 二 六			三五			=					=		
= 0	九		_		一六 グ脂			五		172=	Ξ			Δ1	百 <u></u> 角山			
印刷インキ製造業	<b>缩科製造業</b>	のを除く。)のを除く。)のを除く。)	" 面舌生 別災 豊養 一	製造業のおけん・合成洗剤	シリセリン製造業脂肪酸・硬化油・			合成繊維製造業	造に係るものちアセテートの製すーキ製造業のうレーヨン・アセ	に係るもの製造	ながった。			を除く。)	項のででででである。 一〇九の項から前 の変理番号	有機化学工業製品		
<b>國</b> 〇		Ø.	<u>n</u>	- 0	四〇			Ē	<u>Ξ</u>		五〇					五〇〇		
五〇	五〇	E	5	ō	五〇			<u> </u>	0		六〇					九 〇		
<b>國</b> 〇	0	<u> </u>		_ 0	凹〇			ā	Ē		Ē					五〇		
五〇	五〇	Ē	5	五	五〇			Ē	<u> </u>		ZZ O					九 〇		
ΞŌ	<b>B</b> O	<u> </u>		_ 0	=		<del></del>	ō	= 0		ō					五 〇		····
四〇	五〇	E O	5	— 五	<b>四</b> 〇			ā	四 〇		Ē				(	\ 0		
						する。三〇、	い、六〇、七〇、四れ同欄の順序に従三欄の値は、それぞ	じあっては、製				ー七〇とする。(	二八〇とすっ。 一二一〇、一八〇、 一二四〇、一八〇、 一二四〇、一八〇、 一二四〇、一八〇、 二四〇、一八〇、 二四〇、一八〇、 二一〇、一八〇、	二九〇、二七〇、二七〇、二七〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十〇、二十	それぞれ司闌の頃は、第三欄の値は、	一有機ゴム薬品製	三〇、 一四〇とす 一四〇とす	(二) クロロプレンゴース製造工程にあって、 第三程にあって、 第三程にあって、 第三程にあって、 第二程にあってが、 一個 (1) クロロプレンゴース (1) クロロプレン (1)
																<b></b>		
		一 四 七		、一 四 六	四五			四二	- 関〇	一三九	툿	一三七	— 三 六	三五	三四	1 1 1	<u>- = :</u>	1 = 1
		石油精製業	ものを除く。)	前頃までこ場ずる 号一〇二の項から 化学工業(整理番	造業とは、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	材化学製品製造業天然樹脂製品・木	業 写真感光材料製造	造業を含む。) と と き業 (にかわ製	品製造業 化粧品・歯磨・そ	く。) に掲げるものを除 を料製造業(前項	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	業物用医薬品製造	造業 生薬・漢方製剤製	業 生物学的製剤製造	医薬品製剤製造業	製造業
		- O		四〇	0 1 1	国〇	10	110	=10	ΞŌ	<u>-</u>	Ē	10	六 O	ā	Ē	110	せの
		Ē		七0	人 〇	五〇	一 五	E O	<u></u>	<u> </u>	Ē	03	IIIO	t O	ā	四〇	八〇	100
		<u>-</u>		0	-七〇	四〇	10	10	Ē	ē	_ 0	ΞŌ	=0	<u></u>	ā	Ē	ΞŌ	せの
		ē		五〇	人〇	五〇	一 五	ΞO	0	四 〇	<u>-</u>		=0	t 0	ē	<u>M</u>	<b>☆</b>	九 〇
		ō			0 11 1	図 O	0	10	10	ō	0	10	<u>-</u>	吾	Ē	ē	ΞŌ	<u> </u>
		Ē		五〇	回回	五〇	五	1=0	Ē	Ē	<u>-</u>	<u>=</u> 0	IIIO	ô	=	四〇	〇回	せの
四〇とする。三〇、三〇、四〇とする。	に従い、三〇、四〇、石れぞれ同欄の順序	は、第三関の直は、 するものにあって 潤滑油製造工程を有											する。 大〇、七〇、六〇、 一〇、七〇、六〇、 一〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、六〇、 大〇、七〇、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十					とする。 そ(3)にあっては、第三個の特定施設に係る。 ないのにあっては、第三個の値は、 第三個の重な、第三個のでは、第三個のでは、第三個のでは、第三個のでは、第三個のでは、第二のでは、第二のでは、

	一六四	六	一六二		六〇	一五九	五八	一五七	一五六	五五五	一五四	五五三		— 五 二	五.	- - - - -	一四九			———— 四 八
五六の項から前項	、ス 整・	く。) 掲げるものを除 お見た繊維・同製	)維	業 単加がラス器具製造 単加がラス器具製造	ガラス器具製造業理化学用・医療用	ガラス容器製造業	製造業がラス製加工素材	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	ものを除く。)	0	洗浄工程に係るも ラテックス成型型 ゴム製品製造業で	チューブ製造業自動車タイヤ・	業油コークス製造	ークス製造		ß <	領に掲げるものを 潤滑油製造業(前
	<u>-</u>	= 0	五〇	0	0	<u>-</u>	_ 0	-0	0	五〇	00	110		六〇	0	t				=
	<u>-</u>	図〇	δÔ	ō	ã	ō	ā	ī Ō	ī	ਨ O	- 0	五〇		せり	10	) A	九〇			0
	<u> </u>	= O	五〇	_ 0	_ 0	<u>-</u>	_ 0	<u>-</u>	<u>-</u>	五〇	00	110		国〇	0	t				<u>=</u>
	<u>-</u>	<u> </u>	Ô	ō	ō	ō	ō	<u>-</u>	<u>-</u>	Š O	0			五〇	五	\ C	九〇			
	0	=0	五〇	<u></u>	<u></u>	<u>-</u>	_ 0	- 0	<u></u>	五〇	00	. 10		四〇	10	± C	九〇			Ē
	<u>-</u>	四 〇	ő	ō	ō	ā	ō	<u>-</u>	<u>-</u>	六 〇	0	<b>四</b> 〇		五〇	五	ĉ	8			<u>P</u>
										,								<b>ာ</b>	〇、五〇、四〇、五〇、四〇、五〇、四〇、五〇、四〇、五〇、四〇、五〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇、四〇	りにか した した なって は た なって は た で た で た で た で た で た で た に た に た に た に
一一		元	 一 七				 一 七 六		- l			一七	一七	_ 七	一六	_ 六	-	_ 六	— 六	一六五
網製造業の規則を	るものを	び同一八三の項にの項及のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	大。 「あずるものを除る。 「な同一八三の項及 では、一八二の項及 では、一八二の項及	1 42.74	「単独電気を含む。)又は電気の転炉(単独転炉)を発達しません。 (単独転炉) 単独転炉		あものを余く。 鉄業(前項に掲げ 六 高炉によらない製	業	五フェコアコイ製造			七三 高炉による製鉄業	七二うわ薬製造業	○ 鉱物・土石粉砕等	九一一种石製造業	八 黒鉛電極製造業	業(前二項に掲げ	セメント	六 コンクリート製品	五生コンクリート製
10		<u>-</u>	-10		Ċ	5	<u> </u>	-	5			0.1	110	<u>-</u>	10	<u>-</u>		- 0	-0	ō
ΞO		ΞŌ	Ē		Ē	5	<u>-</u>	1	5			<u>-</u>	ΞO	ΞŌ	ΞŌ	ΞŌ	(	<u>_</u>	110	五
<u>-</u>		ō	<u>-</u>	ļ		5	<u>-</u>	-	5			0	ō	ō	ō	ō	. (	<u>-</u>	- 0	<u></u>
=0		=	=		Ē	5	ō	= -	5			10	ē	Ē	Ē	ā	(	5	ā	五_
<del></del>						.	_	;	5			_	<u>-</u>	=	Ē	<u>-</u>	-	_	_	<u>_</u>
= 0		<u>-</u>	ō		Č	5	0		<del>-</del>  -			0		<del>                                     </del>	10	-		<u> </u>	0	<u>_</u>
			10			$\neg$	- - - - -		=	000		三闌の直は、それでものにあっては、第ものにあっては、第	E O	= ō	=0	= O		- - - 0	110	<u></u>

	11011	101	<u>=</u> 0	100	- ;	山人	一九七	一九六		九五五	一九四	一九三	一九二	一 九 一	九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	八二
<b>業</b> プリント回路製造	業一般機械器具製造	のを除く。) のを除く。) のを除く。)	電気めっき業	非鉄金属製造業	のを除く。)のを除く。)のを除く。)のを除く。)の要素でに掲げるも	鉄粉製造業	可鍛鑄鉄製造業	鋳鉄管製造業	げるものを除く。)	の気を見るが変異ない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b></b>	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	除く。) でに掲げるものを 業の理番号一八 を理番号一八	業	めっき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業
110	10	10	四〇	-0	-	-	<u>-</u> 0	-0		<u> </u>	10	10	10	-0	110	<u>-</u>	Īō	110	Į Į	10	10	10	110
四〇	ΠO	щO	Λ O	=0	-	三 五	ā	Ē		ō	110	110	10	10	IIIO	ΞŌ	Ē	Ē	ΞO	110	110	īo	1110
10	10	10	<u>M</u>	-0	-	5 0	<u>_</u>	<u>-</u>		<u>-</u>	0	10	10		110	ā	ō	Ē	10	10	10	_ 0	110
OE	110		Λ̈́O	ō	-	5 五	<u>-</u>	- ō		ō	110	110	10		ПО	Ē	Ē	ΞŌ	10	五	五	10	1110
10	10	10	20	_ 0	(	0 0	<u>-</u>	<u>-</u>		<u>-</u>	10.	10	10	-0	1 10	Ē	ā	<u>-</u>	0.	10	10	10	110
OE	110	110	五〇	ī ō	-	5 五	ō	ã		ō	110	110	10		=0	Ē	Ē	Ē	<u>-</u>	一 五	五五	110	IIIO
		=1			= 1	=			=	=					=1	=1							
		四			= =	= =	2.4		-	0					二〇九二	Ŏ X	- C	;	<u> </u>		o Alle V	7.1.4	三 〇 五
		宿泊業			飲食店	当製造業	ン。) なができた 記を し	元三十6年 安といって)第五条の二に一八年 法律第百六十一	給食法(昭和二十 共同調理場(学校	空瓶卸売業					下水道業	ガス製造工場	業権を機械器具製造	びち	輸送用機械器具製		バイス製造業を含業、電子部品・デ	世言幾戒器 見別を除き、情報 に対して	電気機械器具製造し
		五〇			五 〇	五 〇			ΞŌ	ΠO					ō	ō	C		<u>_</u>				<u>-</u>
		せの			t O	八〇				〇周					δ O	Ē	= ====================================		Ē	-			ā
	·-	<b>6</b>			四 〇	0			Ē	ō					ō	ō	Č		<u>-</u>				<u>-</u>
		ő			Λ Ο	Λ O			<u>四</u> 〇	ΞO						Ē	<u>—</u>	:	ō				Ē
		ē			ē	ō			ō	10					ō	ō	C	;	ō				ō
Z(⊟\()	) = 4 E	<u>0</u>	Z InVi	) = +	四 〇	五〇			Ō	ΞO.	- <u>1</u>	<del></del>	 HB 0	h h ler warde h	四 〇	ō	<u> </u>		ō				<u>=</u>
°の(イ 値は、 三 〇 1	2)三欄のにあっては、第一個のにあっては、第一個のにあっては、第一個のにあっては、第一個のでは、例のでは、例のでは、例のでは、例のでは、例のでは、例のでは、例のでは、例	後に設置され	の値は、三〇で	イ)欄の メイ1)か がない がない がない だびは	尿浄化槽を使用する 以後に設置されるし 平成十八年二月一日						් දේ - (	〇、三〇、三〇、一〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇〇、一〇	関の頂字に許られている。	シアルを処理する。 とができる方法より高度 に下水を処理することができる方法より高度 は理することができる方法より高度 をしますることが、 はできるが、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	準活性汚泥法								,

	=======================================	===0	一九九	二八	二六	五五
	の五た方表三三和基し に〇処法に十百二準尿 限一理に規二三十法浄 る人対よ定条十五施化 。)以象りす第八政 上人算る一項 の員定算項 もがし定の第第昭築	病院	自動車整備業	む。)	げるものを除く。)	リネンサプライ業
	EO	= 0	ē	六〇	<u>M</u>	四 〇
·	t	<b>^</b> 0	Ē	\ 0	<u></u>	δ Ô
	. 5	E O	ã	ਨ O	四〇	四〇
	· O	园〇	Ē	せの	五〇	五〇
	= 0	=0	ō	<u></u>	Ē	Ē
	五〇	四 〇 とび三も尿以平	Ē	t 0	0	四〇
「(ロ)	三の適千七て以員定第では、「は、「以員定し第ののは、「な」に、「な」に、「な」に、「な」に、「な」に、「な」に、「な」に、「な」に	す(3)欄の浄後成十 る(ロ)のに作物設 の(1)あった作物設 値は、(2)は、年 (2)は、第 (2)は、第 (3)は、第 (4)は、第 (5)は (5)は (6)は (6)は (7)は (7)は (7)は (7)は (7)は (7)は (7)は (7				
		=				
ー	る人〇処法に十基準 の一理に規定を の一理に規定を の以上人 の以上人 の上人 の上 の上 の の の の の の の の の の の の の	し 尿 浄 化 槽 (建				
<u> </u>		五〇				
<u></u>		Л О				
<u>=</u>		五〇				
O		<u>Л</u>			·	
		Ē Ō				
四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		和 と、一欄値	あを	る理り造の	のに二半	生(四)

ŕ

-	,									
	<del></del>					-				·
		Ξ	- Elo	三九		三七七	= =	三五	三四	
	されないものら前項までに分類を理番号二の項か	う。) に掲げるものこをい のこを分	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獸畜取扱業	のを除く。)のを除く。)のを除く。)	廃油処理業	ごみ処理業	
	0		ē	ō	圆〇	<b>圆</b> 〇	110	Ē	Ē	
	0111	五〇	四 〇	Ē	Ô	五〇	Ē	E O	せ 0	
	0	ō	ō	ĩ	図〇	国〇		10	IIIO	
	九 O	三五	Ē	110	六〇	五〇	. <u>=</u>	IIO	回〇	
-	.0	ō	- <u>;</u>	ō	図〇	回回	011	ΙQ	IIO	
L	九 〇	= O	=0	Ē	五〇	五〇	EO	Ē		
	-									と五は(イ)のあをす〇、並(1)ったのをす〇、れで(1)つくのでは、これで(1)では、これで(1)では、これで(1)では、これで(1)でいます。〇、11でのでは(2)欄に
	:									

(別表2 略

### N(窒素含有量)

### 〇環境省告示第百三十五号

設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cn及びCnの値年十二月環境省告示第七十五号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設のめ、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定変素含有量にかいての総量規制基準に係る業種をの他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定す、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総 理 府令第二号)第一条の六第三項の規定に基づき、

の列こよる。この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語。室素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲、平成十八年十月十三日

削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量

規則第一条の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号 は別第一条の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場の言葉、本質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に以下「令」という。別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及び上のに係るものにあっては別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものであっては別表第二号へに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものに係るものであっては別表第二号へに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及び第二条の六第三百七十一号)別表第二号一号、水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。)第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その大質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その大質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その大質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その

つきC、CO及びCIOの値を別に定めたときは、この限りではない。

つきC、CO及びCIOの値を別に定めたときは、この限りではない。

のであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別表第二のそれぞれ第三欄(2)の(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とし、CI及びCIOの値に係るものにあっては別表第二のそれぞれ第三欄(2)の(1)に掲げる(2)に掲げる値以下とし、CI及びCIOの値に係るものにあっては別表第二のそれぞれ第三欄(2)の(1)に掲げる(2)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係るおってはそれぞれ第三欄(2)の(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とし、CI及びCIOの値に係るものにあっては別表第二号に掲げる区域内に設置されるものにあっては別表第二号に掲げる区域内に設置されるものにあっては別表第二号に掲げる区域内に設置されるものにあっては別表第二号に掲げる区域内に設置されるものにあっては別表第二号に掲げる区域内に設置されるものにあっては別表第二号に掲げる区域内に設置されるものに表する。

なが、CIOをびCIOの値を別に定めたときは、この限りではない。

21

		<b>窒素含有量</b>	〔 ミ単 リ位	グラムトルに	につき	
番整	業種その他の区分	(1)		(2)	(2)	備考
		(1)	(12)	(1)	(12)	
_	二 畜産農業	六〇	1100	六〇	せつ	
_	三 天然ガス鉱業	六〇	- 五〇	六〇	せ〇	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	四 非金属鉱業	 0	一 五	10	<u>一</u> 五	
	五肉製品製造業	五	五〇	<u> </u>	三五	
	六 乳製品製造業	五	1110	<u>-</u> 0	— 五	
	ものを除く。) ものを除く。)	E O		_ O	- - - -	
n	八 水産缶詰・瓶詰製	<u>-</u>	IIIO	<u>-</u>	— 五	
	九寒天製造業	110	Olii	10	-10	
	セージ製造業	110	1110	10	110	
	のを除く。) 、前項に掲げるも	五五	三五	<u> </u>	<u>-</u>	
_	冷凍水産物製造業	三五	五五	10	一 五	
-	三 冷凍水産食品製造	1110	五五五	10		
_	四 水産食料品製造業を含む。)	三五	五〇	-0	Olu	
<u>-</u>	五 野菜缶詰・果実缶 お製造業	110	=IO	0	— 五	,
_	六野菜漬物製造業	一五	三宝	10	一五	
-	七一味そ製造業	10	Ē	-0	Ē	
	ミノ酸製造業 しょう油・食用ア	三五	1110	10	三五	
_	九うま味調味料製造	-10	1110	<u>-</u>	110	

													,									
四三	<u> </u>	四一	国〇	三九	툿	三七	三五		111111	1111	ш	=10	二九	二八	11七	二六	三五		i	111	111	110
ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	造に係るもの 業のうち煮豆の製 業のうち煮豆の製	業。常理食品製造	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	業類でんぷん製造	母剤製造業 みくらし粉・イー	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業	く。) 掲げるものを除 複を理番号二五の がら前項までに がと、菓子製造業	米菓製造業	菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	業 め・異性化糖製造 ぶどう糖・水あ	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業
五五	一五	一 五	10	110	一五	110	一五	一 五	110	一 五	110	10	<u>一</u> 五	一 五	一五	一五	一五	110	五五	一五	110	110
三五	三五	IIO	пlО	三五	二五	回〇	1110	IIO	Olıı	三五	но	110	Ole	Olii	ШО	二五	二五	Olii	Olil	二五	Olii	nio
0.1	10	0 1	10	-0	10	10	0 1	0 1	01	10	10	0 1	0	01	0.1	0 1	10	0 1	10	10	10	10
一五	110	一五	一 五	110	五	三五	011	— 五	110	一 五	一五	一五	— 五	一五	一 五	一五	一五	一五	一 五	一五	一五	五五

		<u> </u>				<u> </u>		ı				Г
六〇	五九	五八	五七	五五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四 五	四四四
含む。)に係るもの 帯加工処理工程を が、色整理工程付 加工染色整理工程 を を を を を を を を を を を を を を を を を と を と を と を と を と を と を と	のを除すて、。) (記録)に係るを整理工程を でいるでは、のでは、のでは、のででは、のででは、のででは、のでは、のでは、のでは、ので	るう工色理て整加漂(機織 もご処整工行理工年の被維 のを理理程と、り換整 会工工程ののを理理(成成 会工工程のの 会工工程のの の を理理(以のに の の を理理(以の の を を を を を を を で で を で で を で で を で で で で で で で で に で い を で い を で に で い を に に の い を に に の い を に に に に に の と の と に に に に に に に に に に に	工程に係るもの繊維工業で麻製繊	工程に成るものもののものの後に の他のの機能であるものを を製品に でいて でいて でいて でいて でいて でいて でいて でいて でいて でいて	糸精練業を含む。)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	ヒー製造業インスタントコー	造業 蒸留酒·混成酒製	清酒製造業
10	-0	_ O	一 五	110	110	110	110	10	一五	110	一五	-0
IIO	ΞŌ	= 0	三五	1110	IIIO	IIIO	110	= <u>0</u>	三五	IIIO	三五	110
10			-0	-0	10	10	0	10	- 0	10	10	0
. 10	一 五	_ 五	_ 五	— 五	110	一五	110	io	— 五	. — 五	一五	-10
	る。、八○、 の値は、それぞれ(1) のでは、第三欄(1) では、第三欄(1) では、第二欄(1) では、第二欄(1)											

t	七六	七五	七	六九	六八	六七	六六	六 五	六四	六三	六	六
程に係るもの程に係るものでは、大製造業でサルファリルファリルファリルファリルファリルファリルファリルファリルファリルファリ	ものおります。	五 木材薬品処理業	合板製造業(集成 がリンスはパーティクル が製造業を含む。)	材チップ製造業への	除く。) 特五五の項から前 時間で掲げるものを 様維工業(整理番	に係るもの 衛生材料製造工程 の場合では の に係るもの	に係るものに係るものに係るものとは、一般維工業で上塗り	もの ト製造工程に係る は雑工業でフェル	製造工程に係るも	含む。)に係るもの常加工処理工程を帯加工処理工程付金整理工程付を整理工程付金を整理工程	一繊維工業でニッ るもの るもの るもの るもの るもの るか。)に係	の合か。)に保るを発生工程(染色整理工程を発生工程を変更工程を表現工程を表現工程を表現工程を表現工程を表現工程を表現工程を表現した。
		110	10	110	一 五	110	, ,	— 五	110	<u>-</u> 0	 O	一 五
_ 五	— 五	Oliil	二五	Oļii	三五	ШО	IIIO	三五	Olii	IIO	IIIO	二 五
-0	-0	10		10	10	10	.0	-0	-0	10	-0	10
— 五	· - 五	一五	-10	二五五	110	— 五	一 五	— 五	-10	110	110	一五五
							·					

一 〇 七	- O ×	一〇五	O回	1011				0	100	九 七	九 六	九 五
無機額料製造業	電炉工業	ソーダ工業	ものを除く。)	複合肥料製造業			肥料製造業	製版業	するものを含む。)印刷業(新聞その	のを除く。) 項までに掲げる 品製造業又は紙加 のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	除く。) 項に掲げるものを 繊維板製造業(前	板製造業乾式法による繊維
五	五五	0,1	0	五			五	10	<u>-</u>	ō	_ 五	<u>-</u>
四〇	五五	五	一 五	三五			二五五	Ē	O III .	五	五五	<u>=</u>
	10	10	 O	10				0	-0	<u>_</u>	- 0	<u>-</u>
三〇	五五	五五	一 五	五五	()	()	五	ē	五五	五	五	五 五
値は、それぞれ同欄 あっては、第三欄の 黄鉛顔料製造工程に					(三)	(二)	とする。 エ程には、 エ程になれ間の値は、 を可し、 のので のので のので のので のので のので のので のの					
										< 6 ↓ ↓	八 無機化学工業製品 でこ場がら前 でこりでいる。	
											<u>-</u>	
											五〇	
								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			<u>-</u>	· · · · · ·
		11.1		دي	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	[ma]				<i>(</i> )	0	040
四〇、六〇とする。れ同欄の順序に従	欄の値は、それぞこれで	料を支引する 合物を含有する原 出 窒素又はその化	二三〇とする。	ては、第三欄の値へ製造工程にあった。酸化ジルコニウ	る四い、五〇に標の値にあっては、それ間であっては、それにあっては、それに、それに、それには、それには、第二〇とのは、第二○とのは、のは、第二○とのは、のはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは	(四) イットリウム酸 (四) イットリウム酸 (四) エ〇、一五〇、 (四) イットリウム酸 (四) イットリウム酸 (四) イットリウム酸	大○○○ (物製造工程: 物製造工程: 第三欄の値は、 第三欄の値は、 第三欄の値は、 五○○○とする。。	ヨーモリブデン化合	七五〇、四〇、七字に従い、五〇、それぞれ同欄の順は、第三欄の値は、	(コ) 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一	こせることもつて、工程を有するもの、「大学ウム化合」	〇とする。 七〇〇、四〇、六〇〇、四〇、八〇〇〇、四〇〇、四〇〇、四〇〇、四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

	— — 匹				- - -	. –		0	-	一 〇 九
造業 寒平間物製	ものを除く。)おり、一のないでは、一の大の項がのでに掲げるのでは、一つ大の項がらいる。のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	除く。)に係るもの成ゴム製造工程を	ク 型 で が で が で が で が で が で が 製造 正 と 製造 正 と 変 と が 製造 脂 財 造 脂 財 造 脂 財 造 脂 財 造 脂 財 産 に 大 変 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で		もの お製造業で合成ゴ 工程に係る	係るもの チック製造工程に 品製造業でプラス	に係るもの情機額料製造工程の成果料・	油化学系基礎	に係るもの	系中間物製造工程品製造業で脂肪族品製造業で脂肪族
· 一 五	一 五		<del></del> 五		— 五	一 五		一 五		<u>一</u> 五
五	二五五		四〇		三五	六〇		IIIO		
	10		_ _		-0	10		_		
_ 五	-10		— 五		_ 五	一 五		三五		
(二) 五七従ぞ三程排 一二、 同ののの の の の の の の の の の の の の の の の の の			五、 の値は、(1)にあして のにとするを を素又はそのにとして では、(2)にかって でれ(2)に、 五(1)になるでは、 でれでは、 でれては、 でれてが、 でれては、 でれては、 でれてが、 では、(2)に、 でいる。 でいる。	とする。一五順序に従い、	あし原素   って料又   て使又は		○、三○とする。 の値は、(1)にみび(2)に 大で(2)に、 大いでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	又はその	五同欄の、「個個のでは	を原料として使用す を原料として使用す
										· 
		=======================================	=======================================			5	— 一 九	一 八	一七	一 一 六
	のを除く。)では、一つのでは、一つ人のでは、一つ人のでは、場がでも前でも前でも、	だくと と と と と 工 業 製	合成ゴム製造業		業プラスチック製造		造業 染料·有機額料製 環式中間物·合成	製造業コールタール製品	発酵工業	メタン誘導品製造
		— 五	— 五		- C	- )	<u>一</u> 五	Olulu	一五	— 五
			i							
•		せ〇	四五				五五五	五三〇	五五五	六〇
•		t0 	· 四五 一 〇			-	五五	五三〇 一七〇	五五	六〇
			_		_	-	. 1	一七	五	-

												· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1 11111	1 1111	- =	1 = 0	一二九	三	一二七	一二六	一 三 五		=	
生薬・漢方製剤製	生物学的製剤製造	医薬品製剤製造業	製造業の要素・製剤	印刷インキ製造業	塗料製造業	のを除く。) のを除く。) 界面活性剤製造業	製造業のおけん・合成洗剤	グリセリン製造業脂肪酸・硬化油・	合成繊維製造業	造に係るものテート製造業のうレーヨン・アセ	に係るもの ちレーヨンの製造 テート製造業のう	
一 五	10	10	— 五	一五	五	— 五	一 五	10	_ 0	五五	- 0	
二五	110	110	四五	IIO	IIIO	五五五	二五	Olii	_ 五	二五	_ 五	
10	-10	10		-0	-0	-0	10	10		-0		
一 五	一五	一五	_ 五	- 五	_ 五	五	一五	一五	— — 五	110	_ 五	
			と一の順は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で						五、五〇とする。 でれ同欄の順序に従れ でれ同欄の順序に従れ で、五〇、六〇、三 で、五〇とする。 三様の他合物			四 三 そ 及 て に し で に に で に で に で に い 第 三 の と ぞ (2) 第 る 。 一 の に る 。 の に し で に の で の る 。 の に の で の る の に の に の に の に の に の に し に し に し に し に
	生薬・漢方製剤製 一五 二五 一〇 一	生薬・漢方製剤製 一五 二五 一〇 一 業	生薬・漢方製剤製造     一五     二五     一〇     一〇       生薬・漢方製剤製造     一五     二五     一〇     一〇	生生薬・漢方製剤製造業     一五     二五     一〇     一五       医薬品製剤製造業     一〇     二〇     一五       一五     二五     二〇     一五	定案品原薬・製剤     一五     二五     二〇     一〇       企業・漢方製剤製造業     一〇     一〇     一〇     一〇       企業・漢方製剤製造業     一〇     一〇     一〇     一〇       一〇     一〇     一〇     一〇     一〇       一〇     一〇     一〇     一〇     一〇	生物学的製剤製造業     一五     三〇     一五       医薬品製剤製造業     一五     三〇     一五       医薬品製剤製造業     一〇     二五     二〇     一五       工工五     二〇     一五     二五       工工五     二五     二二     二五       工工五     二五     二二     二五       工工五     二五     二五     二五       工工五     二五     二二     二五       工工五     二二     二二     二五       工工五     二二     二二     二二       工工五     二二     二二     二二     二二       工工五     二二     二二     二二     二二       工工五     二二     二二     二二     二二       工工五     二     二     二     二       工工五     二     二     二     二       工工五     二     二     二     二     二       工工五     二     二     二	中部	大型	造生	造生業・漢方製剤製造業       一五       一五 <td>  造生薬・漢方製剤製造業</td> <td><ul> <li>造生業・漢方製剤製造業・製産業・製造業・</li></ul></td>	造生薬・漢方製剤製造業	<ul> <li>造生業・漢方製剤製造業・製産業・製造業・</li></ul>

															·			
五五五	五四	五三	五三	五一	五〇	一四九	四八	一四七	一四六	一 四 五	四匹		四二		一三九	三八	上三七	౼
毛皮製造業	なめしかわ製造業	ものを除く。)ゴム製品製造業	の 洗浄工程に係るも ラテックス成型型 ゴム製品製造業で	チューブ製造業自動車タイヤ・	<b>石油コークス製造</b>	コークス製造業	除く。) 項に掲げるものを 潤滑油製造業(前	石油精製業	ものを除く。) 前項までに掲げる ので除く。)	造業とは、一番のでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	材化学製品製造業天然樹脂製品・木	業写真感光材料製造	造業を含む。) 製造業(にかわ製	品製造業 の他の化粧用調整 ・そ	く。) に掲げるものを除 香料製造業(前項	合成香料製造業	<b>愚</b> 藻製造業	火薬類製造業
-0	110	一 五	10	110	10	五〇〇	110	110	<u>—</u> 五	一五	-0	— 五	— 五	一 五	一 五	五五	五五	一 五
110	七五	三五	— 五	Olsi	1510	九五〇	ΞO	OIII	五五五	二五五	一 五	二五五	三五	二五五	三五	三五	04	六五
<u></u>	01	10	10	. 0	-0	11110	-0	10	10	10	-0	10	10	10	10	10	0 1	10
110	一五	一五五	_ 五	一 五	一 五	<b>B</b> 00	一 五	110	110	一五	一五	- 110	一 五	_ _ 五	一五	110	五五	10
		·										·		·				

		1				!		1 _1			Γ -	. Т	1 _	1 -	Τ_	T _	<u> </u>	<del></del>
± =		七二	- 七〇	六九	六八	六 七	六 六	六五		六 四	<b>ヴ</b>		た 一	六〇	五九	五八	五七	五六
高炉による製鋭業		うわ薬製造業	処理業鉱物・土石粉砕等	砕石製造業	黑鉛電極製造業	るものを除く。) 業(前二項に掲げ セメント製品製造	製造業	造業 生コンクリート製	くらげるも	五六の項から前項造業(整理番号一対ラス・同製品製	く。) 場がるものを除品製造業(前項に		業がラス器具製造	ラス器具製造	ガラス容器製造業	製造業がラス製加工素材	板ガラス加工業	板ガラス製造業
C	-	- 0	0	10	10	10	10	0 1		<u></u>		五 五		0	0	<u></u>	-0	0
	5	— 五	五.	一五	一五	10	五	五.		二五		五五		五五	- 五	<u>-</u>	<u>-</u>	10
C	5	- 0	<u></u>	10	10	0	10	10		<u>_</u>		0 0		-0	-0		<u>-</u>	<u>-</u>
	-	— 五	10	五五	五五	五五	— 五	五五		五		五五		五五	五.	五五	ō	五
○五従ぞ三々 ○○とす三〇の とす三〇の順存に で、九 で、九 で、九 で、九	1																	
	- 八 三			一八二			八		一八〇		一七九		一七八	一七六	一七五			
	一伸跌業			一鋼管製造業			冷間ロール成型形	を項	番問圧延業		掲げるものを除げるものを除に 一人三の項及 整理	に 限 る で (単独電気炉を の に は に は の に は の に は の も の の に は の も の の に は の も の の に の も の の も の の の の の の の の の の の の の	製鋼・製鋼圧延		ブェロアロイ製造			
-	_ 			五				_	<u>_</u>	·	五		五	-0	一五			
-	<u></u> 五			五			五		五五		五五		盂	五	豆豆			
	_ O			<u></u>			-0		1.0		_ O		- 0	-0	-0		·	
す六の値あ工	五.				すさ		_ 五 ス と	 一の値あ	_ 五 エス	と一の <sup>4</sup>	ー 五 値あエス	と一の値を	五	五	五	·		( <del>;</del> )
を を を を を を を を を を を を を を	テンレス硝酸酸	る。五四	順序に従い、五五、は、それぞれ同欄には、第三欄の	程を有する	る。五四	順序に従い、五五、順序に従い、五五、一般を有するものに	テンレス	〇〇、四〇、五〇、順序に従い、五五、は、それぞれ同欄には、五五、	程を有する	す〇順るのに四次に四次に	は、それぞれ同欄のでは、第三欄のに、それぞれの際では、第三欄のに	している。 ○○、四○、五○、四○、五○、四○、四○、四○、五○、四○、五○、四○、五○、四○、五○、四○、五○、四○、四○、五○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○、四○	程を有って			とする。	ご欄の値は、	酸洗工程を

		で、第三個のに で、前側のに で、前側のに で、前側のに で、一個 で、一個 で、一個 で、一個 で、一個 で、一個 で、一。 で、一。 で、一。 で、一。 で、一。 で、一。 で、一。 で、一。	直あエスはつ程テンチは有シ	0 0	五 3	五(	をま七鋼   粮 余で三業   類 くにの _   光	九月
			五月	0 0	五 3	<u> </u>	鉄粉製造業 - 報氨多數选業	一 九 九 九 七
	ţ,)		ā. 五	0 0	i 五	0		九六
	バイス製造業(前様を除き、情報を発送を発達を発送している。) ( ) がん ( ) が		五	0	五	0	げるものを除く。) 号一九七の項に掲 鉄鉄鋳物製造業	一 九 五
-   E	二〇丘 電気後疣器再製造		五	0	- -	<u>-</u>	<b>铸鋼製造業</b>	九四
五	〇四プリント回路製造		五	0	五	五	鍛工品製造業	九三
			五	0 1	五	10	鍛鋼製造業	九二
<u>-</u>	二〇三 一般機械器具製造	、い、五五、	する。の傾は、それの四条を				く。) に掲げるも	
		、する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	五 ステン・は かん		五五五	0	七の項から前項ま業(整理番号一八大会理番号一八大会理番号)	一 九 一
	_		五	,	五〇	五五	業めっき鉄鋼線製造	一 九 〇
			五	0	五〇	五	めっき鋼管製造業	八九九
			五	0 1	五	10	亜鉛鉄板製造業	八八八
		9	五	0	五	0	ブリキ製造業	一八七
. <u> </u>	〇二 金属 銀品 製造業 企業	○従れで第二人 ・ 大力 石 ・ 大力 ・ 大力	五 す六原 値 あ エステ の 順 は 、 そ と で に な た な た と い と い と い と い と い と い と い と い と い と	0		— 五	伸 線 業	一 八 六
		○ で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	す六の値あ程ススランで、 る五順は、てをない。 では、これである。	0	二 五	五.	引抜鋼管製造業	八 五
110	〇一電気めっき業		る。 元					
五五	 100 非鉄金属製造業		順は、					
		は、 第三欄の に ス硝酸酸洗 	五ステンレス	0	五	<u></u>	磨棒鋼製造業	八四

0 0

五

õ

0

四〇

とそ(口あをきを処法集性 すれ及っ処法集処は任 るでびて理すり理話性、 。れ(2)は、古田では、 では、 のの第一をのしがしえ、 を は欄のしがに尿たに で、(1)に尿で尿たに (1)に尿で尿たに

29	)	平成	18年10	月 1	3日 金曜日	官	· 報 ————————	( +	<b>号外第</b>	23	35 5	<b>子)</b> . 		
	111111	11111	= =	= 0			二〇九	= O N			-10t			<u> </u>
宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁	う。) 規定する施設の二に 大年法律第百六十 た年法律第百六十 をいこに	空瓶卸売業			下水道業	ガス製造工場		-	業 精密機械器具製造		Ì	二〇六 輸送用機械器具製
三五	三五	一 五	一 五	10			_ 0	10			<u>_</u>			五
四五	六〇	1110	= 0	ΞŌ			四〇	五五			一 五			<u>=</u>
一五	10	10	10	10			<del>-</del>	10	,		<u>-</u>			<u>-</u> 0
Olii	IIIO	一五	_ 五	一五			<u>u</u>	一五			一 五			—— 五
					(コ) 高濃度 大びは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のでは、第一のではのではのでは、 を(2) すっては、第一のではできるものではでいる。 で値側)かった。 では、第一のではできるのでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、第一のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	す(の) 第一次 (で) で) で	(一) を は できる できる かっと かまな 方 な が まな が まな が まな が まな が まな が まな が ま		五とする。四五、二	こ別(1)をすいたい 三欄(1)の直は、これ く。)にあっては、第	工時 程計	三五、このは、(中本) には、(中本)	ものに限る。)にあっていた。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	告工程(窒素又はそ  自動車・同付属品製
		l						·	l					
量五				=		=======================================			1111	0111	二九	三八	二六	三五
廃油処理業	ごみ処理業			を除く。) からない とう	る。今日日本	○ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	限った大法に規定を決定した方法に規定した方法に規定した。 の以理人員が定定したのもの五〇 もの五〇 についたのは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	十二条十二条第一	二準尿 二準 二 二 二 注 注 施 槽 二 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	病院	自動車整備業	む。) なら (写真	げるものを除く。)	リネンサプライ業
-0	, 110			_	-	<u>-</u>			110	三五	— 五	<u>-</u>	一五	<u>-</u> 0
ΞŌ	OIII			<i>†</i>		∴ O			六〇	ó	二五五	= O	五五	-10

量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲-成十八年十月十三日

この告示で使用する用語は、

水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その

値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総

設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCP、

Cpo 及び Cpi

		٠.	
年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の	め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三)	りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定	水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、

〇環境省告示第百三十六号

P

(りん含有量

	_	===	11110	二二九	三人	二二七	二六
されないものき前項までに分類を理番号二の項か	う。) に掲げるものをいり第一条の二名号	試験研究機関(規	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獸畜取扱業	のを除く。) 産業廃棄物処理業
,-0		<u>-</u>	110	110	三五	三五	110
六 O		三五	ola	IIIO	χO	三五	五〇
_ 0		- 0	五	五五	一五	- 五	
五〇	,	二五	三五	三五	三五	五五	<u> </u>

ぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理れに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあっては別麦第二のそれ

のにあっては別麦第一、令別麦第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであって大阪湾及びこ る水域 (以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るも 係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げ 以下「令」という。)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に 他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。

はそれぞれ第三欄(2)の代に掲げる値以上(4)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る を排出するものに係るものにあっては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるも及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水」規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号 につきCP、 を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場 分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCP、 汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、 あってはそれぞれ第三欄(1)の(1)に掲げる値以上(1)に掲げる値以下とし、 あっては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 のであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものに する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。 C及びCpの値を別に定めたときは、この限りではない 当該工場又は事業場の属する業種その他の区 Cpの値に係るものにあって CP及びCPの値に係るものに Cpc 及びCpの値

5	5 0000							
	Ž.		りん含有量		(ミリグラム )(単位一リットルにつき)	つき )	_	
	番惠号理	業種その他の区分	(1)	(1)	(2)	(2)	備	考
			(1)	(ロ)	(1)	(ロ)		
	=	畜産農業	八	国〇	八	九		
	[1]	天然ガス鉱業	_	一・五	. –	- 五		,
	四四	非金属鉱業	1	11	_	一 五		<u> </u>  -
	五	肉製品製造業	四	一六		六		
	六	乳製品製造業	五	八・五	_	三 五		
	七	ものを除く。) ものを除く。)	五五五五			五 五		
	八	造業 水産缶詰・瓶詰製	Ξ	四		一 五		

21

	_= =	二 二 六 三	
	五五		五三
	=	三五五	Ξ
	=	三三五	Ξ.
_	五	•	五三・
	=		
	<u>·</u> 五	五四	
	Ξ	Ξ	
	一 五		五二
	五五	-	五五
_	五	•	五七
	四	四八・五	八
_	三五	•	五二
	四	四七・五	せ・
	듸	三六・五	六・
	Ξ	三六・五	六・
	=	11	11
_	五	-	五三
	=	二 六	
_		•	Ŧ
		ī	ī
	Ξ	三	
	_		

41

	,	<u> </u>				·····		
六四	六三	六二		<b>☆</b> 0	五 九	五八	五七	五 五 五
の製造工程に係るも	含む。)に係るもの 特加工処理工程を 品染色整理工程付 は発生を は は は は に に に に に に に に に に に に に に に	るもの 工程付帯加工処理 理工程(染色整理 理工程、染色整理 要工程を含む。 に係	の 含む。)に保 付帯加工処理工程 程(染色整理工程 工程工程 で綿状織	含む。)に係るもの 一、いな理工程を が工処理工程を が工業色整理工程付 が工業のでは が出来で は を は に は に は は は は は は は は は は は は は は	のを除く。) (前項に揚げるものを除く。) (前項に掲げるものを除く。)	るう工色理て整加票(機織 もつのを理理を加票でででででで、 のを理理をできます。 のを理理をできます。 のを理理をできます。 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のでででは、 のででででが、 のででででででででででででででででででででででででででででで	工程に係るもの繊維工業で麻製繊	工程に係るものを除るものを除るものを除るものを除るものを 場面した。 の他のの扱維が表現ので整名 ので整名。 で整名 で変え。 で変え。 で変え。 で変え。 で変え。 で変え。 で変え。 で変え。
_	=	一 · 五	<u>-</u>	=	Æ	_	=	=
	五	匹	五	六	五	<u>-</u>	四.五	四 · 五
	_	_	-		_			_
一、五	Ξ	=		四 · 五	Ξ	  51.	四四	一 · 五

七九	七	セセ	七六	七五	七一	六 九	六八	六七	六 六	五
くにほいさり 製紙製 はいた という	エニ程ンリバ製紙パル 程カスドフルが豊造造 にルパイリングで 展パイイ製造 をルイリーで をルイリーで 製造 が もプリーを が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	程に係るもの製造業でサルファ製造業では板紙製造業又は板紙が必要	もの プ製造業で溶解パル 観造業で溶解パル 紙製造業又は板紙 がより、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	木材薬品処理業	ボード製造業 全板製造業を含む。) を収集を含む。)	材チップ製造業一般製材業又は木	除く。) 項に掲げるものを 号五五の項から前 繊維工業(整理番	に係るもの 衛生材料製造工程 繊維工業で繊維製	に係るもの した織物製造工程 した織物製造工程 繊維工業で上塗り	もの ト製造工程に係る 繊維工業でフェル
_			-	11	_	11		=	_	
一 · 五	· 一 五	´一 · 五	一 五	11	 · 五	11)	三 · 五	三 五		一 · 五
_	_		_	_	1	. 1		1	1	1
— · 五	— 五	一 · 五	一 · 五	- 五	- · 五	二、五	. 一 五	=	1_	一 · 五

Ē		高	=	一複合肥料製造業	1 0 1	_					ーグランドパ	
五		二六・五	=	肥料製造業	<u>ō</u>		- 五		 五		製造業でグランド 紙製造業又は板紙 パルプ製造業、洋	八 六
=	-	三五	=	製版業	0							
Ξ		<u> </u>	=	中副業(新聞その はるものを含む。)	100						製原大製造工程を表現とするのでは、	
	<u> </u>			を除く。)			<u>-</u>		1		製造業又は板が関連の	八五
五		一 · 五		号も製造業又は紙加工の理がら前では、紙のでは、紙のでは、紙のでは、紙のでは、紙のでは、紙のでは、紙のでは、紙の	 九 七						む。)に係るもの学院の経済では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	
五	_	一 · 五		除く。) 「職維板製造業(前	九六		一 · 五		一 五		と造製ル し業造プ 脱で業製 イ古又造	八四
五		一 · 五	_	板製造業を対法による繊維	九五五						るす	
五	_	- 五	_	ロセロファン製造業	九四						Lと造 呈す業 こるで	
五	_	一 五	_	<b>一重包装紙袋製造業</b>	九三		<u>;</u>	_	· 五	_	製造業又は板が対製造業、	八三
五	_	- 五	_	一段ボール製造業	九二						。)に係るもの	
五	<del>-</del>	- 五	_		九一						プ製造工程をらしクラフト	
五	_	- 五	_	チすき和紙製造業	九〇						程(前工程のフトパルプ製	
五		 五	_	機械すき和紙製造	八九		一 五		- 五		製造業でさらしク紙製造業又は板紙パルプ製造業、洋	八 二
五		一 五	· 	工程に係るもの 製造業で板紙製造 業又は板紙 の力が変	八 八 八						丨 げるル	
				へら			- 五	. —	一 五	_	造製ル 業造プ で業製	八一
五		一 五	,	製造業で洋紙製造紙製造業又は板紙製造業、洋	八七						。)に係るものとまた。)に係るもの	
				る。かけい が で が で が で が で が で が で で で で で で で で	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						(前がという) がよるない。 がいたをはいた。 はいかしたがいた。 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいかには、 はいがには、 といがには、 はいがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがには、 といがにも、 といをと。 といがにも、 といがは、 といがにも、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 といがは、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと	
				原料とする羊紙製プ又はサーモメカー			- 五	<u></u>	=	<u>=</u>	製造業又は板が製造業、	八 〇

_ _	=	=	=	_	一 〇 九	- O/	- O七	- 오 >	一〇五	- O四
四	Ξ			0			_		-	
ものを除く。) 前項までに掲がら を除く。) がある がある がある がある がある がある でに掲がら る。 でに掲げる のでを でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。	除成力型 除成力型 大ゴ製 大ゴ製 大ゴ製 大ゴ製 大ゴ製 大ゴ製 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	もの ム製造業で合成ゴ 石油化学系基礎製	係るもの チック製造工程に 日製造業でプラス	に 係 額 料 製 造業で 環 式 中 の の こ を み 製 の 次 来 り の で 表 類 料 製 の や の で 環 、 そ の で ま れ り る と り る と る と る と る と る と る と る と る と	に 系中間 るもの を もの を で に 係るもの の の に に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	のを除ている。 のを除てに掲げるも では、(整理番号 のを発し、)	無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	ものを除く。) 化学肥料製造業
_	_	-	一 五		一 · 五		_	=	一 五	
二 · 五		11	二 · 五	一 · 五	. =	二 五	Ξ	Ξ	二五	一 · 五
_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_
_ 五	— 五	_ 五	_ 五	 · 五	 · 五	_ · 五	一 五	一 五	一 五	一 · 五
	りん又はその化合物 (1)(イ)のでは、する。 ・五とする。 ・五、(1)(イ)のでは、する。 ・五、(1)(イ)のでは、する。 ・五、(1)(イ)のでは、する。 ・五、(1)(イ)の値			三・五とする。 は、それぞれ二・五、 は、それぞれ二・五、 が、五とする。 ・五とする。 ・五とする。	四、五とする。 い、六・五、七・五、七・五、七・五、七・五、七・五、七・五、七・名。 りん又はその化合物	〇、八とする。 (ロ、並びに(2)(ロ)の値 は、第三欄(1)(イ)及び をれた(2)(ロ)の値 の値				

	,		,					,					
=	_	_	_	_	_	- 1	_	_ :				_	<del></del>
八	主	一 二 六	五	四	Ξ	=	-	<u>-</u>	一 九	八	七	六	五五
のを除く。) 『前項に掲げるも界面活性剤製造業	製造業	グリセリン製造業脂肪酸・硬化油・	合成繊維製造業	造に係るものサートの製造に係るものアセテートの製造業のう	に係るもの キレーヨンの製造 テート製造業のう アーヌン・アセ	のを除く。) 収定を除く。) のでに掲げるも のを除く。)	合成ゴム製造業	業 プラスチック製造	造業・有機額料製料・合成	製造業コールタール製品	発酵工業	業タン誘導品製造	造業 族系中間 物製
- 五	=	=		=		一 · 五	一	-	一 · 五	11	一 · 五	11	一 · 五
三	Ξ	Ξ	=	三	Ξ	五	三、五	Ξ	田・三	13	三	Ξ	二. 五
	_	_	_	_	_	_	1	-		1	_	-	_
一 · 五	一 五	一 五	- 五	一 · 五	一 · 五	=	11	一 五	一 · 五	一・五	- 五	=	一 · 五
						二、二三とする。 に、第三欄(1)付及び に、それぞれであって でれる。 でれる。 でれる。 でれる。 でれる。 でれる。 でれる。 でれる。			りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物				りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物 りん又はその化合物

	<del></del> -				r 1	-		1				1		Т			<u> </u>				. [		
四七	_ [2 7	_ 	四五	四四	四三	四二			三九	三	三七	는 듯	三五		三	Ξ	11111				_ = -	ΞŌ	二九
石油精製業	ものを除く。)ものを除く。)ものを除く。)	学に関うを開	造業 イオン交換樹脂製	材化学製品製造業天然樹脂製品・木	業 写真感光材料製造	造業を含む。) 製造業(にかわ製	品製造業 の他の化粧用調整 ・歯磨・そ	く。)に掲げるものを除	前	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造	造業	生薬・漢方製剤製	業生物学的製剤製造	医薬品製剤製造業				医薬品原薬・製剤	印刷インキ製造業	塗料製造業
_		- E.	_	一 五	一 五 五				=	=		- 五	=		_						五	11	五
五五		<u> </u>	- 五	二 五	二五五	匹	Ξ.		E .	四	五 五	二五五	五		Ξ	二 五	三五		•	-	六	Ξ	Ξ_
				· _						_			_		_	_					_	_	
一 五		- 5.	- 五	一 五	一 五	=	一 · 五		=	=	一 五	- 五	- 五		五	五	五		7 ( ) }		五	一 五	- 五
			_	·		·												် ရ	どびて れ(2)は、	するものに限る。)に (りん又はその化合	品 原		
																							<del></del>
カカカ	一大五			六四	六三	一六二	一六	一六〇	一五九	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	-   - 瓦 王 し 七		五五五五	五四		五三		五二	五一	五〇	一四九		一四八
製造業	ンクリート	除く。)除く。	を 五六の項から前項 造業(整理番号一	製品	掲げるものを除品製造業(前項にガラス繊維・同製	品製造業 がラス繊維(長繊	単 単 が ラス器 具製造 関 に の の の の の の の の の の の の の	ガラス器具製造業理化学用・医療用	ガラス容器製造業	製造業	H H	+		なめしかわ製造業	ものを除く。)	ゴム製品製造業	の 洗浄工程に係るも ラテックス成型型	ゴム製品製造業	チューブ製造業自動車タイヤ・	<b>岩 コークス製造</b>	コークス製造業	除く。)	項に掲げるものを潤滑油製造業(前
	-   -			_		_			-	-	- E -		. =	_		- 五		_	一 五	11	_		- 五
<u>-</u>				五	一 五	_ 五	一 五	五五	=	-	<u>-</u> 5. <u>-</u>	-   -	: <u>=</u>	Ξ		Ξ		五	三五	Ξ.	=		五
	·			_				1	_	_	_   _	-		_		_		_	_	_			_
 	·			一 五	- 五	五五	— 五	一 五	一 五	-	-   E   3	 ī		五	_	五		五		一 五	一 五		- 五

<u> </u>		<u></u>	一			一八		-	7		一七			一 七	_	-	七七	- +	- +	一 七	一六	一六		— 一 六
八七ブ	八六伸	八五引	四	八三伸	八二二綱		く掲	(	) C	 く掲が	九	に全	炉を	八	7	ή .	五 業フ	七三高	七川ら	<b>小</b> 鉱	九	八	る当	六 七 * と * と
ブリキ製造業	操業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	鋼製造業 冷間ロール成型形	い) るものを除	び同一八三の項に番号一八二の項及	間王延業(整理)	く。) 掲げるものを除び同一八三の項に	一八二の項及に間圧延業(整理	限る。)によるもの	炉(単独電気炉を含む。)又は電気	(転炉(単独転炉(鍋・製鍋圧延業)	るものを除く。) 鉄業(前項に掲げ	5	、エロアロイ製造	高炉による製鉄業	うわ薬製造業	理業をおおみのである。	砕石製造業	黒鉛電極製造業	ものを除く。)	いか二頁こ場がいる。
=	_	一 五	-	_	_	. –			_						- 	-	_	_	1	_		_		<u>-</u> 五
Ξ	一 五	三五	一 五	一 五	一 五	一 · 五			=		<u>=</u>	-		五	i	- E	五	一 五	=	三五	五五	一 五		<u>二</u> 五
-	-	_	-	_	_	_			_					_		_		1		<u>-</u>	_	_		_
一 五	一 五	— 五	一 · 五	- 五	五五	五			五		一 五			- 五		- 五	一 五	一 五	一 五	- 五	一 五	- 五		_ 五
			のを除ります。				二〇一電気めっき業	二〇〇非鉄金属製造	のを除	「一九九 鉄鋼業	一九八鉄粉製造業	一九七 可鍛鋳	一九六 鋳鉄管製造業	げるも	一九五 銑鉄锤	一九四 鋳鋼製造業	一九三 鍛工品製造業	一九二 鍛鋼製造業	除く。	でこるでは、	- :	一九〇めっき	一八九めっき	一八八一亜鉛鉄
		,	のを除く。)(前項に掲げるものを除りません。)				っき業	<b>属製造業</b>	√°)	でに掲げるも 三の項から前 乗(整理番号	造業	可鍛鋳鉄製造業	製造業	のものでいる。	(次項及び整理番 鉄鉄 鋳物製造業	造業	製造業	造業	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	こ場がるものをこの項から前項まれて整理番号一八		き鉄鋼線製造	つき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業
			· -				- 五	_		_	_	- 五	_		_	一 五	=	_		_	-	_	_	-
			3 <u>3</u>	.			五	=		- - - -	五	三五	一 五		五五	二五五	三	五五					=	11
		-	_	-			_	<u> </u>								_		_		_		-		
							Ξ	一 五		一 · 五	一 五	一 五	一 五		五	五	一 五	一 五		- •		- 五	一 五	五
・五とする	2)(1)か直は、それのでは、それでは、第三権	のに限る施設を設置	物による表別のない。	容触りつき	する。 ・五、八、四・値は、それそ	(イ)あっては、第三欄(1)に(1)に(1)に(1)に(1)に(1)に(1)に(1)に(1)に(1)に	よる表面処理施ん又はその化合																	

報

									1				T	
	二〇九	힛				- - - - - - -				C 5	100	11011		
	下水道業	ガス製造工場	業機械器具製造			造業 輸送用機械器具製		。) ご無対象	イス製造能と、電子部品・原機物器具象	ものを除き、情報業のでは、 一電気機械器具製造	業	一一般機械器具製造		
	_	=	- 五		_					- - -	<u> </u>	一 五		···
	<u> </u>	四 五	三五			<u> </u>			<del>;</del>	=	五五	Ξ		· · · · · · · · ·
		_										_		
	<u> </u>	三五	一 五			· 				=	= =	=		
(二) 高濃度 (二) 高濃度 (二) 高濃度 (二) 高濃度 (二) では (1) では (二) では (二) では (二) では (元) できない (元) でき	(一) 標準活性 を成立 を放力 を放力 を放力 を放力 を放力 を放力 を放力 を を を を を を			一・五、八とす	ブロの直は、それぞれは、第三欄(1)(7)及ものに限る。)にあっては、第三欄(1)(7)及りにあってが、それぞれが、それぞれが、それぞれが、それが、それが、それが、それが、それが、それが、それが、それが、それが、そ	上言物によるに工程(りん又は動車・同付属の	る。 3 1 1	ぞれ三、四・五及び印の値は、	っては、第三闌ものに限る。)	<b>新心里を受えている。</b> その化合物による表製造工程(りん又は 関き工程(りん又は 民生用電気機械器具	יין ניין אנט אא יין ניין אנט אין דיין		とする。	(二)
		-		_										
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	;	-		二九	二八	二六	二五		11 =	1111		= -	0.111	
□ し尿浄化槽( ・	限人の 一人の 一人の 一人の 一人の 一人の 一人の 一人の 一人の 一人の 一	二十五年政令(	病院	自動車整備業	む。)	げるものを除く。)	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	当製造業	う。) 規定する施設をい 規定する施設をい	法。据理場(四十二)	空瓶卸売業	,
			Ξ Ξ	二五五	四	二五五	二、五	Ξ	111	四		Ξ		
八			八五	五	五	t	八	五	五五五	九		五	五	,
<u>.</u>			- =	=	=		_	=		- 五		<u>.</u> 五		
五			四四四	三	<u></u>	Ξ	五	四	四	四 五 五		二 五	三五	
法によりし、 一次できる。 本できる。 本できる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	三は、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	第三十二条第二条第	二爛に規定す											八及ては、になった。 とびは、、になった。 で水きのの同様に、 での一般のでは、では、 での一般のでの一般のでは、 での一般のでの一般のでは、 での一般のでの一般のでは、 での一般のでの一般のでの一般のでは、 での一般のでの一般のでの一般のででの一般のでの一般のでの一般では、 での一般のでの一般では、 での一般では、 での一般のでの一般では、 での一般のでの一般では、 での一般のでの一般では、 での一般のでの一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般のでの一般では、 での一般では、 での一般のでの一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一を での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一般では、 での一を での一を での一を での一を での一を でのでのでので。 でのでのでので。 での一を でのでのでので。 でのでのでので。 でのでのでので。 でのでので。 でのでので。 でのでのでので。 でのでので。 でのでので。 でのでので。 でのでので。 でのでのでので。 でのでので。 でのでので。 でのでので。 とので。 での。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 と。 とので。 との。 との。 との。

(別表2
略

	آ آ		八	·	されないもの を前項までに分類 整理番号二の項か	· 111111
	12	1	四・五	- 五	う。) に掲げるものをい に掲げるものをい は験研究機関(規	=======================================
	<u>P</u>	一 五	五	二五五	地方卸売市場	1110
	Ξ		五	<u></u>	中央卸売市場	三九
,	四・五	1-1	九・五	<u> </u>	と畜場	三
	111	11.	<u>P</u>	=	死亡獣畜取扱業	三七
·	— · 五		11	_	のを除く。)  産業廃棄物処理業	三 六
	一.五	_	一 五	_	廃油処理業	三五
	一・五	1	二、五	1	ごみ処理業	三 四
るそのは、(1)に でれるない。 でれるない。 でれるない。 でれるでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での	<b>2</b> 2	-	Л	-	を 徐	111111
五、三・五とする。は、それぞれ一、三・五とするものにあった。				• .		

# ○経済産業省告示第五十四号

8

数並びに一施行者当たりの年間開催回数を次のよ の一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日 号及び第三号ただし書の規定に基づき、平成二十 業省令第九十八号)第十四条第一項第一号、第1 三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 小型自動車競走法施行規則(平成十四年経済産 一日から適用する。

一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催 経済産業大臣 海江田万里

C I	):	<b>1</b> E.
飯塚	山陽	浜松
十一回	六回	十回
八十五日	四十五日	七十七日

## 施行者当たりの年間開催回数

								_
飯塚市	山陽小野田市	浜松市	伊勢崎市	川口市 .	船橋市	千葉県	施行者名	一方名できずもの全 間間保証券
十 一 回	六回	+	+	十四回	四回	五回	回年 数開 催	NAME OF THE OWNER OWNE

# 〇海上保安庁告示第八十三号

ら次のように変更する旨の届出があったので、 に基づき、社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場について、平成二十三年四月一日か 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第九条の十の規定 平成二十三年三月三十一日 同法第九条の二十一の規定に基づき、 告示する。

変更する事業所の名称及び所在地

官

兵庫県神戸市中央区新港町十番二号 大阪府大阪市港区築港一丁日七番十八号神戸第一事業所 阪神事務所 変 更 後 変 更 前				
中 市中央区所巷町十番二号 大阪守大阪市地区亳地 一一事業所 阪神事務所 阪神事務所 変 更 後 変 更 変 更	-	- 17 - L7	トラアルオを田	一步师母名开下口
一事業所 阪神事務所 変 更	_		ドセス 折巷りし	三 汽車 具中三 ちち
一事業所 阪神事務所 変 更 後 変 更				
変 更 後 変 更	<b>阪神事務所</b>		ניו	和 一
更後	え自事を行		T	-
更 多 更	Ĩ	í	ì	33
	更	多	更	变

### 〇環境省告示第二十三号

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲 八年十月環境省告示第百三十四号)の一部を次のように改正する。 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総「理」府令第二号)第一条の五第三項の規定に基づき、 (平成十

○、一五○、一六○、一五○、一六○」に改め、同表整理番号一四五の項中「一七○」を「一六○」同表整理番号一二二の項中「二八○、二九○、二七○、二八○、二七○、一六○、一五○、一六○」に改め、二一○、二二○」に、「四○」を「三○」に改め、同表整理番号一○九の項中「二一○、二二○、に、「五○」を「三○」に、「四○」を「三○」に改め、同表整理番号一○九の項中「二一○、二三○、 除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二○五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを番号一九三の項中「二○」を「一五」に改め、同表整理番号二○四の項中「プリント回路製造業」をに、「八○」を「一七○」に改め、同表整理番号一八六の項中「三○」を「二五」に改め、同表整理 め、同表整理番号四九の項中「七○」を「五○」に改め、同表整理番号九七の項中「三○」を「二○」 子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改 〉、同表整理番号九の項中「八○」を「五五」に、「一二○」を「六五」に、「一○○」を「六五」に改別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改 同表整理番号二二一の項備考欄臼中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたも

め、同表整理番号二○四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改び③幻の値は、それぞれ一○、一○、一○」に改め、同項備考欄中三を三とする。「明確考欄三中「及び回、②幻並びに③幻の値は、それぞれ一○、五○、一○、一○」を「、②幻及何及び回の値は、それぞれ四○、六○」を「(②幻の値は、四○」に改め、同項備考欄中□を〕とし、 ○、八○、四○、八○」を「並びに②イの値は、それぞれ四○、五○、四○」に改め、同項備考欄三対象人員が五、○○○人以下のものであって」を「宀のうち」に、「、②イ及び凹の値は、それぞれ四○、五○」に改め、同項備考欄二中「第二欄により算定した処理のであって、第二欄」に改め、「もの」の下に「(三に掲げるものを除く。)」を加え、「⑴イの値は、四○」のであって、第二欄」に改め、「もの」の下に「(三に掲げるものを除く。)」を加え、「⑴イの値は、四○」 **改め、同項備考欄①を削り、同項備考欄⑵中「もの」の下に「(⑵に掲げるものを除く。)」を加え、「②理番号二二三の項化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム)欄中「六〇」を「五〇」に** 中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同麦整 て」を「◯のうち」に、「、⑵分及び回の値は、それぞれ四○、八○、四○、八○」を「並びに⑵分の 五○」に改め、同項備考欄□中「第二欄により算定した処理対象人員が五、○○○人以下のものであっ 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同麦整理番号二二一の項備考欄⊖中「第 デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。 「(□に掲げるものを除く。)」を加え、「⑴イイの値は、四○」を「⑴イイ及び⑴の値は、それぞれ四○、 一〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・ |欄||を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄||に改め、「もの」の下に

# の下に「(三に掲げるものを除く。)」を加える。

以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同麦整理番号二二三の項備考欄二及び二中「もの」 値は、それぞれ四〇、五〇、四〇」に改め、同項備考欄闫中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日

この告示は、公布の日から適用する。

囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末ま での間は、なお従前のとおりとする。 を除く特定排出水の量に係るC、、C、Ci及びCoの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

月環境省告示第百三十五号)の一部を次のように改正する。 窒素含有量についての総量規制其準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十八年十 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総「理」府令第二号)第一条の六第三項の規定に基づき、

別麦第一整理番号二の項中「二〇〇」を「一二〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。 平成二十三年三月三十一日 環境大臣

総面積が五〇m以上の豚房施設を有するものにあっては、

第三欄の11回の値は、二〇〇とする。

|中「六○」を「五○」に、「二四○」を「二○○」に改め、同表整理番号一○一の項中「六○」を「四○」を「五○○」に改め、同項備考欄曰中「六○○○」を「五○○○」に改め、同項備考欄回中「一五○□」を「五○○○」に改め、同項備考欄回中「一五○□」を「五○○○」に改め、同項備考欄回中「一五○□」を「七○○、八○○」に改め、同表整理番号一○八の項備考欄一中「六○○○」を「七○○」に改め、同表整理番号一○八の項備考欄一中「六○○○」 め、同表整理番号一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量(単理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改 位一リットルにつきミリグラム)欄中「四○」を「二五」に改め、同表整理番号二○二の項中「二 五」に改め、同表整理番号一一二の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一一五の項中 め 「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一一七の項中「五五」を「四〇」に改め、同表整 別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改 同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一二〇」に、「一一〇〇、一二〇〇、一一〇〇、一二〇

官

器具製造業」に改める。

器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」 報通信機械器具製造業」に改める。 を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情 の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同麦整理番号二〇五の項中「電気機械 を「九○」に改め、同麦整理番号二○三の項中「四五」を「四○」に改め、同麦整理番号二○四

電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。 デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、 一〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・ 別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改 同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、 同表整理番号

この告示は、公布の日から適用する

2 間は、なお従前のとおりとする。 ついては、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの を除く特定排出水の量に係るC、Cの及びCnの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲に 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

### 〇環境省告示第二十五号

月環境省告示第百三十六号)の一部を次のように改正する。 りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総 理 府令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、 (平成十八年十

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「四〇」を「三六」に改め、同項備考欄を次のように改める。 平成二十三年三月三十一日

に改め、同表整理番号二○二の項中「一七」を「一六」に改め、同表整理番号二○四の項中「プリン 品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械 項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部 ト回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前 三」を「一六」に改め、同表整理番号一三八の項、一三九の項及び一四二の項中「四」を「三・五」 に改め、同表整理番号三八の項中「一一」を「九」に改め、同表整理番号四七の項中「三・五」を「三」 に改め、同表整理番号一〇二の項中「二六・五」を「一六」に改め、同表整理番号一二二の項中「二 別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改 同表整理番号一○の項中「六・五」を「六」に改め、同表整理番号二二の項中「五」を「四・五」 総面積が五○㎡以上の豚房施設を有するものにあっては、 第三欄の①回の値は、 四〇とする。

デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。 一○五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・ 別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改 同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号

この告示は、公布の日から適用する

2 を除く特定排出水の量に係るCP、 については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末まで 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 問は、なお従前のとおりとする。 C及びCpの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

### 玉 会

### 衆

### 予算送付及び通知

本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣 に送付し、その旨参議院に通知した。 平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

### 法律公布奏上及び通知

参議院に通知した。 三月二十九日次の法律の公布を奏上し、 その旨

# 法律公布奏上通知書受領

を奏上した旨の通知書を受領した。 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

承諾を求めるの件送付及び通知

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の 省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各

関する調書(承諾を求めるの件) 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに 費増額調書(承諾を求めるの件)

### 議案送付

のとおりである。 三月二十九日参議院に送付した本院提出案は次

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の

置法等の一部を改正する法律案 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措

りである。 又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとお

律の一部を改正する法律案

内閣府設置法の一部を改正する法律案

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法

議 院

三月二十九日憲法第六十条第二項の規定により

平成二十三年度政府関係機関予算

三月二十九日参議院議長から、次の法律の公布 展覧会における美術品損害の補償に関する法律

した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知 三月二十九日国会において承諾することを議決 別措置に関する法律の一部を改正する法律

規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経

部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二 年度における子ども手当の支給に関する法律の

部を改正する法律案

た旨参議院に通知した。 一項の規定により本院の議決が国会の議決となっ 三月二十九日次の内閣提出案は憲法第六十条第

平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度一般会計予算

又同日参議院送付の次の内閣提出案を可決した 平成二十三年度政府関係機関予算

案(第百七十六回国会内閣提出、 案(第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審展覧会における美術品損害の補償に関する法律

ことを議決した旨参議院に通知した。 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに 国会内閣提出、参議院継続審査) 費増額調書(承諾を求めるの件)(第百七十三回規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一 省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各 又同日参議院送付の次の内閣提出案を承諾する 七十三回国会内閣提出、 参議院継続審査 項の

議案通知書受領

国会内閣提出、

関する調書 (承諾を求めるの件)(第百七十三回

参議院継続審査

内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。 平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度一般会計予算 三月二十九日参議院から、本院の送付した次の

出案を可決した旨の通知書を受領した。 平成二十三年度政府関係機関予算 又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提

返付議案受領 別措置に関する法律の一部を改正する法律案 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

出案を受領した。 三月二十九日参議院から返付された次の内閣提

平成二十三年度一般会計予算 平成二十三年度政府関係機関予算 平成二十三年度特別会計予算

**両院協議会請求** 

院が否決したので参議院に対して両院協議会を開三月二十九日本院は次の内閣提出案につき参議 くことを請求した。

平成二十三年度政府関係機関予算平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度一般会計予算